

## 別紙 A

### 〈 平成 30年 8月 3日開催 法定講習受講希望者の方へ 〉

※ 平成 27 年 4 月 1 日以降、「宅地建物取引主任者」は「宅地建物取引士」に読み替えることになりました

#### ● 8月3日の法定講習対象者の方

申込書類を **7月2日(月)頃** に **発送予定** です。  
申込書類が届きましたら、ホームページ上にある  
「法定講習ご案内」の〈申込方法〉を熟読の上、  
**7月20日(金) までにお申し込みください。**  
( 郵送の場合は現金書留にて **7月20日必着** とします )

#### ～ 平成 30 年 8 月 3 日の

#### 法定講習対象者の方とは ～

平成 30 年 10 月 1 日 ～ 平成 31 年 1 月 31 日  
の間に、取引士証(岡山県知事発行)の有効期間満了を迎える方  
で、現在お持ちの取引士証を、宅建協会から交付されている方  
が対象者となります。

#### ● 対象者ではない方

～ 更新の方は、お持ちの取引士証の有効期限満了6か月前から受講していただけます ～

\* **6月18日** から、申込書類請求の為の 電話受付を開始します \*

\* 対象者でない方で 8 月 3 日の法定講習受講を希望される方は、下記 〈 受講申込前の確認事項 〉 を  
熟読の上、申込締切日(7月20日)までに申込手続きが完了するよう、協会本部までお電話ください。

その際、**①取引士登録番号** ( 岡山 第〇△×□号 ) と **②現在の登録事項** ( 氏名、住所等 ) を  
**確認させていただきます** ので、必ず①②をご確認の上でお電話( 086 - 222 - 2131 )ください。

※ 申込書類は、基本的には取引士証に表記してある住所への郵送となります。

住所変更があった際、登録先の都道府県知事へ届け出ていない方は、対象者であってもお手元に  
申込書類が届きませんのでご注意ください。

### 〈 受講申込前の確認事項 〉

取引士資格登録簿の登録事項 ( 氏名、住所 ) に変更のある方は、申込締切前の  
**7月18日(水) まで**に「変更届 ( 様式第7号 に必要書類添付 )」を提出し、  
変更の手続きを済ませてください。

変更手続きを済ませていない場合、**旧氏名、旧住所で取引士証が交付される、新しい  
取引士証交付が間に合わず講習当日にお渡しできない、**などのトラブルが起こります。

変更書類提出先：岡山県庁建築指導課街づくり推進班  
または  
(一社)岡山県宅地建物取引業協会

※ **岡山県庁ホームページ上で、変更書式のダウンロードが可能です。**

Yahoo や Google 等で “ 岡山県庁・宅地建物取引士・変更 ” で検索し、リンク先 “ 岡山  
県ホームページ - 宅地建物取引士の氏名・住所・本籍地等の変更 ” をクリックして  
いただきますと変更書式と添付書類、提出先住所が案内されています。

※ (一社)岡山県宅地建物取引業協会の窓口にも変更書式を置いています。  
( ただし、変更書式の郵送請求は受け付けておりません )

※ この手続きは本来、**宅地建物取引士本人** が登録先の都道府県へ **遅滞なく** 行うものです。  
( 会社等が行う免許権者への届出とは別のものですので、ご注意ください )